

平成24年9月26日

関連事件の係属を理由とする事件の分配換えの運用について

(仙台高等裁判所民事部申合せ)

平成24年9月26日以降、関連事件の係属を理由とする事件の分配換えについては、裁判官の配置、代理順序、事務の分配等に関する定めにかかわらず、下記のとおりとする。

記

- 1 関連事件の係属を理由とする事件の分配換えは、関係各部の了解がある場合に行う。
- 2 関連事件の係属を理由とする事件の分配換えは、以下の方法を基本とする。

分配換えは、先行事件（先受理事件）の係属部に後行事件（後受理事件）を移転させる。ただし、次の扱いをすることができる。

 - (1) 事件の軽重が顕著である場合に、重い事件の係属部に軽い事件を移転させること。
 - (2) 基本的な事件の係属部に派生的な事件を移転させること。
- 3 関係各部が合意するときは、新受事件の振り替えによる過不足の調整を行わないことができる。